



決 裁	事務局長	次長	係長	受付者

(様式第1号)

車いす借入れ申込書

令和 年 月 日

下妻市社会福祉協議会 様

申請者氏名	Ⓜ
申請者住所	
申請者電話	
使用者との 続柄	

下記のとおり車いすの借入れを申請します。

使用者	氏名		男 ・ 女	生年月日	年 月 日
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ 〒			
	電話	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ			
予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
使用目的	<input type="checkbox"/> 通院や旅行などの外出 <input type="checkbox"/> 一時退院又は帰宅等 <input type="checkbox"/> 介護保険などサービス利用までの間 <input type="checkbox"/> その他 ()				
車いす No.	<input type="checkbox"/> 自走式 <input type="checkbox"/> 介助式 No.				

【延長希望申請欄】

私は、下記のとおり借入れの延長を申請します。

期間	申請者氏名	予定期間	延長理由	承認印欄
1回目		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
2回目		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		

返却日	令和 年 月 日	返却受付者	
-----	----------	-------	--

下妻市社会福祉協議会車いす貸与事業ご利用にあたって

1. 対象者

- ・下妻市内に住所を有し、障害、疾病、高齢等で歩行が困難な方

2. 貸出条件

- ・車いすの貸出しは、通院、外出、旅行等、一時的又は短期間の利用を対象とします。
- ・使用者が病院、施設、介護保険サービス、日常生活用具費支給事業等により車いすの借入れ、支給等を受けることができる場合にはそれらを優先し、それらを利用できるまでの間に限り貸出しを行います。

3. 貸出期間

- ・車いすの貸出期間は、原則として1ヶ月以内とします。ただし、延長を希望し、下妻市社会福祉協議会が必要と認めた場合は、最長3ヶ月まで延長することができます。

4. 貸出料金

- ・車いすの貸出しは無料です。

5. 取扱説明

- ・車いすの取り扱い、注意事項等の説明
- ・車いすの現状確認（動作確認、傷、破損、汚れ等）

特記事項	
------	--

6. 弁償責務

- ・車いす貸出期間中の事故はすべて使用者の責任となります。
- ・車いすを紛失、又は破損したときは、使用者は同規格の現品又は相当の代価をもって弁償していただきます。ただし、天災その他避けられない事由又は会長がやむを得ないと認めた時は、弁償を免ずることができます。

上記内容について説明を受け、同意します。

氏名 _____